

1. 選挙支援カードの導入について

【質問】江戸川区では7月の参議院選挙から入場整理券郵送封筒に「投票支援カード」を同封しました。「投票する際にお手伝いが必要な方は入場整理券と一緒に投票所の係員に渡してください」と書かれています。資料に見本を示しています。『コミュニケーション方法を教えてください。』『投票所内の道案内が必要ですか?』『自分で投票用紙に書くことができますか?』とあてはまるものを選べるようになっていきます。当日その場でお願いするのはハードルが高く勇気もいることで、結局、棄権してしまうこともあります。荒川区では、来年の統一地方選挙からの導入を決めました。

投票率アップのためにも、港区も入場整理券の封筒に投票支援カードを同封すること。答弁を求めます。

【答弁】投票は、選挙人の自由意思が正しく投票結果に反映される必要があります。しかし、選挙人が過度の緊張や障害などにより自由意思を伝えることが難しい方も、投票所にお越しになります。

そこで、選挙人の投票環境を整えるため、コミュニケーションボードを設け、職員がサポートしていました。

投票支援カードも選挙人を支援する手段であると認識していますが、入場整理券に同封することでサイズが限られ、文字が小さいことなどの課題があると聞いています。

今後とも、確実に選挙人の支援につながるよう、先進的自治体の改善事例も参考に調査研究していきます。

2. 指定管理者制度の見直しについて

【質問】①今議会の指定議案の中でも、再委託事業の区内事業者が少ないことが明らかです。指定管理者制度の下で、区内事業者の参入の機会が奪われているのではないかと指摘してきました。

区内事業者への発注が可能な業務については区内業者を増やすべきです。答弁を求めます。

②区は指定管理者制度で、民間の企業の利益を認めています。その他経費はこれまでの指摘で一括計上せず、内訳を明らかにするように改善しました。しかし、利益部分は不透明です。区の事業を担うわけですから、収支計画も含めて透明性が求め

られているはずで。

利益部分も明らかにすべきです。答弁を求めます。

③指定管理者制度ではこれまでも多くの課題を指摘してきました。応募事業者が 1 社または 2 社しかないことも続いています。指定管理者制度で、区の職員のかかわりが薄くなっていることも大きな問題です。男女平等参画センターなど政策実現の施設や高齢者、保育園など本来区が担うべき福祉施設など、指定管理者制度になじまない施設もあります。

指定管理者制度にふさわしい施設か。選考のあり方も含め、見直すべきです。答弁を求めます。

【答弁】①指定管理者の再委託については区外事業者であっても、安全・安心な施設運営の観点から、設置機器の製造事業者等を再委託先とすることが最も適している場合があるなど、施設によって再委託の内容は様々です。

区内事業者に発注が可能な業務は、再委託の必要性や業務内容を的確に把握した上で区内事業者を積極的に活用するよう、引き続き指定管理者に協力を求めています。

②指定管理料における利益相当分は、事業者のノウハウや企業戦略に関することであり、一律的に事業者にその金額を明示させ公表することは、事業者が公募に参加しやすい環境を整備していく観点からもなじまないものと考えています。

指定管理料の経費については、選考過程における公認会計士による資金計画分析の結果や事業者間の比較等を踏まえ、引き続き妥当性を判断していきます。

③区は本年 4 月の指定管理者制度の運用見直しにおいて、指定期間の満了に際し現在の指定管理者の運営実績を踏まえ、指定管理者制度が最も相応しい運営手法か検証し今後の運営方法を定めることにしました。

また、公募開始時期の見直しや施設の運営情報の公開の充実など、事業者が公募に参加しやすい環境整備を順次進めています。

今後も、民間事業者のノウハウを活用した事業の充実、専門性を有した職員によるサービスの提供など効率性かつ効果性が見込める場合は、区は指定管理者をパートナーとし連携・協働しながら質の高いサービスを安定的に提供していきます。

3. 統一協会問題について

【質問】日本共産党港地区委員会と党区議団は 8 月 24 日、統一協会と一切関係を持たないことを求める申し入れを行いました。

統一協会は国民の平穏な生活を破壊する反社会的カルト集団で、靈感商法や集団

結婚式など社会的にも大きな問題おこしています。このような団体と港区が関係を持つことは、協会の活動にお墨付きを与えることになり、区民の被害を広げることにつながることから、次の4点を申し入れました。

- ① 統一協会および関連団体と一切の関係を持たない。
 - ② 統一協会および関連団体の集会やイベントにおいて、職員の派遣・参加、祝電・メッセージおよび後援名義の使用許可など、これまでの関係を調査し公表すること。
 - ③ 統一協会および関連団体から港区、港区スポーツふれあい文化健康財団、港区社会福祉協議会、港区体育協会などへの寄付、後援、行事への参加等々について、調査し公表すること。
 - ④ 港区消費者センターに、統一協会（世界平和統一家庭連合）および関連団体からの悪質な勧誘、悪徳商法被害の相談窓口を設置すること。
- です。

申し入れに基づいて調査を進めてこられたと思います。調査の結果と今後の対応について答弁を求めます。

【答弁】 区は、後援名義などの使用承認や寄付の受領について調査したところ実績はありませんでした。

また、今後の対応として、旧統一教会及び関連団体を実施する事業等に参加や支援を一切行わないこと及び区の事業等に旧統一教会からの講師やボランティアを受け入れないことなど区政への関与を認めないこととしています。

4. 受働喫煙防止について

【質問】 子どもたちの通学路に指定喫煙場所が4か所あります。たばこの受働喫煙・副流煙によって子どもの健康への影響は深刻です。

アメリカでの調査によれば、子どもの学力と受働喫煙の関係では、読解力や集中力が低下するという結果が出ています。いくら対策を施しても、密閉式にしない限り受働喫煙は防げません。

通学路にある喫煙所は撤去するか、密閉式の喫煙所にすべきです。答弁を求めます。

【答弁】 通学路上の4か所の指定喫煙場所は、全て駅前の喫煙場所で、周辺での路上喫煙を防止するために必要な喫煙場所と考えております。これらの指定喫煙場所は、道路上に設置していることから、法令等の制限が厳しく、いずれも密閉化が困難な状況であり、指導員による通学時間帯の巡回指導やチラシの掲示等により、利用マナーの徹底を図っています。

引き続き指導員による巡回指導の強化とともに、加熱式専用喫煙場所への転換の検討や、区の助成制度を活用した屋内喫煙場所の整備の推進など、子どもたちが安心

して通学できる環境整備に努めていきます。

5. 羽田新ルートに関する説明会の開催について

【質問】 請願を受けて、教室型の住民説明会の開催を国交省に求めています。国は説明会の開催に関して「重く受け止めている」というだけで、明確に回答していません。非常に不誠実な対応で許せません。また、騒音対策についての明確な回答についても「時間が欲しい」では納得できません。

国交省に対して説明会の開催を期限を決めて求めるべきです。答弁を求めます。

【答弁】 区と区議会では、住民説明会の開催や、国に寄せられた意見に対する回答を国のホームページで公開することを要請いたしました。

要請書の発出後は、国に対して、早期の対応を繰り返し求めています。

これまで国からは説明会の開催に関して具体的な予定等の説明を受けていないため、区は改めて国に対し早期の開催を強く求めています。

6. 神宮外苑再開発について

【質問】 ①8月の環境影響評価審議会答申には、都民から事業計画の十分な周知・公開を求める意見や、樹木伐採への反対意見が多く出されたこと、樹木の保全方針を示した評価書案に対して「根拠の不明瞭さ」が指摘されたことなどが明記されました。

さらに、きわめて異例なことに、答申を受けて事業者が提出する環境影響評価書に対し、改めて審議会が意見する機会をもつことが確認されました。環境影響評価条例が 制定されてから42年間で、初めてのことです。

事業者は伐採する樹木を971本から556本へ減らすとありますが、残すとしている樹木、移植をする予定の樹木、伐採する予定の樹木を具体的に明らかにさせること。わかり次第、議会に報告すること。答弁を求めます。

②石川幹子・中央大学教授は記者会見で、新宿御苑トンネルの工事が樹木に与えた影響を公表。トンネルから15メートル以上離れたところでは、イチヨウを含め樹木の保全に成功したこと。ところが神宮外苑再開発では、イチヨウ並木から新球場の基礎まで6メートルしかありません。

イチヨウ並木を守るためには、15メートル以上確保できるよう建物の配置を抜本的に変更する必要があります。答弁を求めます。

【答弁】 ①東京都知事は、事業者に送付した環境影響評価書案審査意見書において、事業計画に関する積極的な情報公開や、着工後における環境保全措置の徹底を図ることを求めています。

区といたしましても、今後実施される銀杏の根の調査結果や、銀杏並木に配慮した施設計画などとともに、保存樹木等の具体的な情報を明らかにし、情報を適切に公開するよう、東京都とともに事業者を指導していきます。

また、東京都から得た情報につきましては、速やかに議会に報告します。

②区はこれまで、港区の優れた景観である銀杏並木を保全し緑豊かな風格ある都市景観に配慮することを事業者に求めてきました。

区は、事業者から銀杏の根の詳細な調査結果を踏まえ、明治神宮野球場を銀杏並木から離すなどの工夫により銀杏並木を保全すると聞いています。

今後も銀杏並木の保全について、更なる工夫を検討するよう事業者を指導していきます。

7. インボイス制度の中止について

【質問】消費税の納税義務がなかった免税事業者やフリーランスは生き残るために選択を迫られ、課税事業者になると新たな納税額は財務省試算で1社あたり15万円にもなります。インボイスが導入されているヨーロッパ諸国では、課税事業者を選択しない事業者はほとんどが淘汰されました。10%への消費税増税と同時に実施された複数税率への対応を理由に、インボイスの導入が決まりました。税率を5%に戻して一律にすればインボイスは不要になります。

インボイスの中止のためにも消費税を5%にするよう国に求めること。答弁を求めます。

【答弁】区として消費税率の引き下げについて国に要望することは考えておりませんが、インボイス制度については令和5年10月の制度開始に向けて、区内事業者への制度の周知や理解促進を図るため無料相談窓口を設置するなど、個々の事業者の実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

8. 子どもの安全対策について

【質問】①区内認可保育施設94、認可外保育施設89のうち8割以上が園庭を持っていません。子どもの遊び場確保は区の責任で取り組むべき最重要課題です。公園の中に、2つ3つの保育園児が混在したらどうなるでしょう。子どもたちはエリアを決めて遊ぶことなどできません。置き去りのリスクが高くなります。散歩時の職員体制の強化こそ、区の責任で行うべきです。

区独自で、園外保育のための保育士を増員すること。

②園庭のない保育園の遊び場確保については、区がコーディネーターとなり環境整

備を行うこと。

【答弁】①まず、区独自で、園外保育のための保育士を増員することについてです。

各保育園では、園外保育を行う際保育園運営マニュアルをもとに事前に下見や打ち合わせを行い、経験させたい活動内容や現地での子どもの動きを予想し、安全に活動するために必要な保育士の数を決めています。

活動の際は、担任保育士に加え、クラス担任を持たないフリーの保育士などを適切に配置しています。

増員は考えておりませんが、引き続き、子どもたちが安全で豊かな体験ができるよう工夫していきます。

②区では、園児の外遊び場を確保するため、公園や区立運動場などの提供のほか、本年4月には民間事業者の協力により提供を受けた土地に、高輪二丁目こどものにわを整備するなど、園児の外遊び場の確保に努めております。また、本年9月から新たに、区立港南中学校の敷地の一部について、近隣保育園の園児の外遊び場としての活用を開始しました。

今後も、外遊び場として活用できる区立小・中学校の拡充のほか、国や東京都、民間事業者に未活用地の情報提供を依頼するなど、様々な手法を活用し、園児の外遊び場確保に取り組んでいきます。

9. 子どもの権利条例の制定について

【質問】子どもに関する相談件数は、増えており2021年度は2,048件、そのうち虐待に関する相談は1,075件です。子どもを取り巻く環境は深刻になっています。

国は現在、児童虐待などの増加を受け、改正児童福祉法の制定など子ども施策を進めています。子どもの権利条例を制定している自治体が増えており、23区では5区です。

社会全体で子どもの権利を守るためにも、港区としても早急に制定すること。答弁を求めます。

【答弁】区では、子どもの権利について、区ホームページ等で広く周知し、8月に小・中学生向けに作成したリーフレット「知っておきたいじぶんたちの権利のこと」を区内公私立小・中学校や児童館などで配布し、子どもが困りごとを気軽に相談できる体制を整えております。また、民生委員・児童委員や警察などと連携し、地域住民とともに子どもの権利を尊重し、子どもを安全に守る支援を充実させています。

子どもの権利条例の制定につきましては今後の研究課題とし、引き続き子どもの最善の利益につながる取組を確実に実施してまいります。

10. 保育園の運営費の調査について

【質問】 私立認可保育園の保育に必要な経費は、運営費として自治体を通じて支給されます。収入の3割を超えた分は積立金に回すことも可能です。自治体と事前協議が通れば、繰越金と積立金を取り崩して事業拡大や本部経費に充てることが可能です。

株式会社の認可保育所運営費を巡って、相当額が本部経費に吸い上げられていることが共産党文京区議団の調査で明らかになっています。その中には港区で保育園を運営している会社も含まれています。

本部経費の取り崩しには、自治体と事前協議が必要で、判断は東京都です。2021年度、港区に提出された取り崩し協議書（保育所の運営法人本部の経費に充当するため）のうち、法人本部の経営経費に使用する旨の記載があったものは少なくとも12社・26園分でした。

保育園の運営費の多くは保育士などの人件費です。運営費が適正に使われているか、区としても調査すべきです。答弁を求めます。

【答弁】 私立認可保育園の委託費は、国の通知に基づき、当該園の人件費、管理費及び事業費に充てることが基本とされています。

その上で、本部経費への充当は、東京都が運営事業者との協議により、適切に判断しているものと考えています。

このため、区独自の調査については考えておりませんが、引き続き、運営事業者の収支を把握するなど、経営状況を注視していきます。

11. 生活保護について

【質問】 ①中野区や新宿区は国の通知を受け、扶養照会が申請の障害にならに対応し、扶養照会が半減しています。

港区での2021年度の扶養照会は156件で、「経済的支援を行う」との回答はありませんでした。

扶養照会は家族の絆を破壊することも紹介しました。「国の通知に則り」というなら、先進区のように、必要のない扶養照会はやめるべきです。 答弁を求めます。

②生活保護世帯が大学進学をしようとする場合、世帯分離をしなければなりません。貧困の連鎖をなくすためには、大学進学は大きな役割を果たします。

国に対し、生活保護利用者の大学進学を認めるように要請すべきです。答弁を求めます。

③区が作成したポスターは「生活保護の申請は国民の権利です。」の部分が目立ちま

せん。各総合支所の区民課に貼られているだけで、誰のためのポスターなのかわかりません。

ポスターの掲示先は、区民の目につきやすいところ、区の掲示板、いきいきプラザをはじめとした区の施設、町会や自治会などの掲示板など、可能なところに貼りだすこと。答弁を求めます。

【答弁】①区では、国が定めた判断基準を踏まえ、70歳以上の高齢者等で稼働収入が無い者、長期間音信不通である者、相続や借金で関係不良である者など、扶養義務の履行が期待できないと見込まれる扶養義務者に対しては扶養の照会は行っておりません。これに該当せず、かつ受給者から了承が得られた場合に、扶養義務者の意思確認を行っています。

今後とも、生活保護を申請する区民の気持ちに寄り添い、状況や意思を丁寧に聞き取るとともに、生活保護制度を的確に説明した上で、適切に運用していきます。

②生活保護受給世帯の子どもが、大学等へ進学する際の世帯の在り方については、現在、国の社会保障審議会において、子どもの貧困対策の中で検討されています。区は、国に対し、生活保護受給者の大学への世帯内進学について要請することは考えておりませんが、引き続き、国の動向を注視していきます。

③ポスターには、生活保護の申請が国民の権利であること、生活にお困りの区民であればどなたでも相談していただきたいことを明記しています。

今後、内容がより効果的に伝わるよう、記載を工夫するほか、生活・就労支援センターや高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど区民が相談に来所する施設を含め、掲示場所を拡大していきます。

【再質問】中野区や新宿区では国の通知に則り、大幅に扶養照会の数を減らしています。港区はこの間、扶養照会を行った結果で支援につながった実績もありません。親族のつながりをも引き裂く扶養照会はやめるべきです。再度答弁を求めます。

【答弁】区は国の判断基準に基づき、70歳以上の高齢者等で稼働収入が無い者、長期間音信不通である者、相続や借金で関係不良である者など、扶養義務の履行が期待できないと見込まれる扶養義務者に対しては扶養照会を行っていません。

上記に該当せず、かつ受給者から了承が得られた場合に、扶養義務者の意思確認を行っています。

今後とも生活保護を申請する区民の気持ちに寄り添い、状況や意思を丁寧に聞き取るとともに、制度を的確に説明した上で適切に運用していきます。

12. 一人暮らし高齢者の訪問について

【質問】誰にも看取られることなく亡くなる方が増えています。港区の福祉施策を利用していただくとおもうと残念です。

一人暮らしの高齢者がどういう暮らしをしているのか、港区としてしっかりとつかみ、必要な施策の利用を進め、安全・安心な生活を送ってもらうことが必要です。

そこで提案ですが、高齢者宅を訪問し、例えば救急通報システム設置の有無。エアコン設置の有無。エアコンの利用状況。家具転倒防止器具の設置の有無。正しく設置されているか。食事など日々の買い物は。入浴はどうしているのか。ごみの戸別収集の利用は。日頃家族からの電話や訪問はあるのか。(どれくらいの間隔か)、また、日々の生活で困りごとはないのか、等々、状況をつかみ、高齢者施策の利用につなげていくことが必要です。

高齢者が安全・安心して生活が送れるよう、港区の総力を結集して、総訪問調査を行うこと。答弁を求めます。

【答弁】区は、65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に毎年実態調査を実施しております。また、介護保険や区の高齢者サービスの利用がない一人暮らし高齢者をふれあい相談員が訪問しております。日常生活の困り事などの把握に努めるとともに、救急通報システムや配食サービスなど見守りにつながる事業を案内し、生活実態に即した支援につなげています。

全ての一人暮らし高齢者の訪問調査を行うことは予定していませんが、引き続き、必要な方に必要なサービスが行き届くよう、全庁の各部署のみならず民生委員・児童委員やケアマネジャー等とも連携しながら、高齢者の安全・安心な暮らしを支援していきます。

13. 介護保険の軽減制度について

【質問】港区独自の保険料の軽減措置を受ける際、預貯金額が300万円以下であることが大きな壁になっています。23区で預貯金額300万円以上が5区あります。この300万円は制度がスタートした2000年当時の基準で、以後見直しはされていません。当時(2000年)の国民年金は、満額で80万4200円で、現在よりも26,400円も多かったのです。

本来、保険料の独自軽減策の条件にしている預貯金はなくすべきです。

②少なくとも22年前の基準を見直し、預貯金額を引き上げるべきです。2点、答弁を求めます。

【答弁】区は、これまでも、被保険者の所得段階に応じた介護保険料をきめ細かく設定するなど、低所得者対策を充実してきました。

国は、自治体が独自に介護保険料の軽減を実施するに当たり、被保険者個々の正確な負担能力の確認が必要であるとし、収入のみに着目した介護保険料の軽減措置は行わないよう求めています。

このため、介護保険料の軽減策の条件から預貯金の要件を外すことは考えておりませんが、保険料の納付相談に当たっては、引き続き、丁寧に対応していきます。

②現在、区が介護保険料の軽減事業で要件としている預貯金額300万円の妥当性については、引き続き、他自治体の情報を収集していきます。

14. 市街地再開発事業への補助金支出をやめることについて

【質問】港区の象徴、東京の名所、東京タワーの景観が大きく変わってしまいました。虎ノ門・麻布台開発で325㍍、263㍍、237㍍の超高層ビルが、東京タワーを威圧するように建設されています。

この再開発に200億円もの補助金が支出されます。区民が大変な思いをしている時に大企業には大盤振る舞いです。

共産党議員団で取り組んでいる区民アンケートでは「補助金支出はやめよ」、「再開発はコントロールすべき」「これ以上高層ビルはいらない」という区民の声です。

再開発への補助金支出はやめること。答弁を求めます。

【答弁】市街地再開発事業は、多くの地権者の方々が参加し協同して、市街地環境の改善を図るために、土地の合理的かつ健全な高度利用を行う公共性の高い都市計画事業です。

区は、平成29年度から市街地再開発事業の事後評価を実施しており、事業により整備された道路・公園などの都市基盤や、広場・緑地などのオープンスペースなどについて、多くの区民から高い評価を受けています。

地権者の方々は自らの発意と合意に基づき、まちづくりを協同で進めており、区は地権者保護の観点から、市街地再開発事業への補助金は必要であると考えています。

15. 都立新国際高校建設で区民生活に与える影響について

【質問】白金2丁目の東京都職員住宅跡地に、2028年完成予定で都立新国際高校が建てられます。7月26日、東京都教育庁による工事計画説明会があり参加しました。敷地面積1万9720㎡、生徒総数720人の学校ができるということは、地域住民に様々な影響を与えることが明らかになりました。敷地内には現在171本の樹木が生息しており、区民からは保存を求める発言がありました。

①. 港区のCO2削減のためにも樹木の伐採はやめるよう求めること

- ②. 白金高輪駅の混雑緩和については、メトロとも協議し改札口を増やし2方向に人の流れを分散すべきです。
 - ③. 防災拠点として、三光坂上からの避難経路として整備するよう都に求めること。
 - ④. 区民からの意見聴取の場を区として設けること
- 4点答弁を求めます

【答弁】①樹木の伐採については、これまでの建設計画に関する説明会において、東京都から、学校施設の建設及び学校運営に影響のない樹木は残す方針であると聞いています。

東京都に樹木の伐採をやめるよう求めることは考えていませんが、樹木の伐採について情報収集に努めていきます。

②区はこれまでも、東京都に対し、特に通学時間帯での駅の混雑への対応を要望してきました。

今後も、引き続き東京都に要望していきます。

③三光坂上から学校敷地へつながる区道は行き止まりとなっているため、地域の方からも災害時の避難についての御意見をいただき、東京都に伝えています。

今後も地域の方々の御意見を伝えていくとともに、緊急時の避難場所や避難経路の確保に向けて協力が得られるよう東京都と協議をしていきます。

次に、区民からの意見聴取の場を区として設けることについてのお尋ねです。

これまでも、東京都主催の説明会の場を通じて地域の要望を伝えてまいりました。

今後も、地域からの要望を丁寧に聞きながら、必要に応じて東京都による説明を求めてまいります。

16. 人工芝の危険性について

【質問】学校教育推進計画で「小学校の校庭については人工芝にすることを基本に安全性や維持管理の面から整備を推進する」とあります。本当に人工芝が子どもたちの成長を考えたときに安全といえるのでしょうか？

人工芝舗装の断面図は、砕石を15センチの高さで敷き詰めてその上にアスファルト、人工芝と敷きます。炎天下の際には気温が上昇し、とにかく暑いこと。地面が固いため衝撃を吸収しにくいためけがをしやすい、ひざの痛みや靭帯損傷が多い。スライディングなどすると火傷する。などのデメリットにも着目する必要があります。

危険性も認識したうえで、学校のグラウンドの在り方を再検討、見直しをすべきです。答弁を求めます。

【答弁】人工芝は、水はけが良く、雨上がり後にすぐに校庭を使用できるなど、様々なメリットがあることから、教育委員会では小学校の校庭に人工芝の設置を進めています。

また、各メーカーによる近年の技術開発により弾力性の向上や摩擦熱の低減、夏場における表面温度上昇の抑制など機能や環境性能の面での改良も進んでおり、児童が安全に使用することが可能となっています。

今後も、人工芝の技術開発の動向を注視し、情報収集に努めていきます。

17. 学校選択制の廃止を含めた見直しについて

【質問】渋谷区では、今年度から小学校の学校選択制が廃止になりました。理由は3点。①自宅から近い指定校を選択する傾向、②地域とともにある学校づくり、③防災拠点としての学校です。どれも重要な視点です。

港区学校教育推進計画にも、「地域とともにある学校」の中で子どもたちの健全な育ちを支えるとあります。港区でも地元の学校を選ぶ傾向があり、5年・10年先を見据えたハード面の整備を考えたときに、学校選択制が障壁になります。小学校から中学校進学への矛盾も解決されていません。

学校選択制の廃止を含めた見直しについて検討を始める時期だと考えます。答弁を求めます。

【答弁】区の学校選択希望制は、児童・生徒が自ら選んだ学校で自覚と責任を持ち、学びを深めることを目的に小学校は隣接学区域、中学校は全学区域から選択希望できる制度です。

今年度の入学者の約9割の児童・生徒が希望校に入学しています。

また、学校選択希望制の導入以来実施している保護者アンケートでも、例年約9割の保護者が制度継続の意向を示しています。制度見直しの検討は予定しておりませんが、分かりやすい周知に努めるとともに保護者の御意見等を踏まえ、必要に応じて適切に対応していきます。

18. スピーキングテストの問題点について

【質問】不受験者の扱いについてです。スピーキングテストを受けずに都立高校を受験した場合、「仮想得点」が与えられます。この仮想得点は、英語の学力試験の結果が同じレベルの受験生の平均点を算出することから、スピーキングテストを受けない受験生のほうが合計得点が上回る逆転現象が排除できません。

この状況を教育長は問題だと思いませんか？ほかにも多くの問題点が解決されていません。入試制度として破綻しているスピーキングテストの中止を求めるべきです。

答弁を求めます。

【答弁】区立中学校では、令和2年度からの2年間、プレテストを実施し、テストの成果を確認するとともに、保護者に対しても実施方法や得点の扱いについて繰り返し説明を行ってきました。その中で、仮のテスト結果は感染症への罹患など、やむを得ない理由で受験できない生徒への救済措置であることを丁寧に説明してきました。

教育委員会では、東京都へ本テストの中止を求めることは考えていませんが、今後、受験が実施される11月に向けて、申し込んだ生徒や保護者が、安心して試験当日を迎えられることができるよう、各学校に対し、進路説明会や三者面談等の場で、引き続き丁寧な説明と十分な対応を行っていくよう指導していきます。

【再質問】テスト実施は、11月27日と時間がない状況です。テスト当日までに不安が生じないように説明していくと答弁がありました。採点方法、配点方法などを解決するよう東京都に求めていくこと、保護者や生徒にそのような問題点を含めて説明を徹底し、安心してテストを受けてもらえるようにすべきです。再答弁を求めます。

【答弁】テストの実施について教育委員会は、学校と連携し保護者及び受験生が不安を抱かないように準備を進めてきました。

第1回目の開催となるため、保護者及び受験生が不安を抱かずテストに臨めるよう、教育委員会として改めて各学校に指導していきます。

19. 給食の無償化について

【質問】日本共産党吉良よし子参議院議員は、「自治体等が全額補助することを否定するものではない。こういうことで良いのか」との質問し、文科大臣は「そのように理解されるところだ」と答弁しています。そのことは港区教育委員会も認めました。

来年（2023年度）4月から23区で初めて葛飾区が無償にします。

今決算の不用額は78億8400万円です。さらに、基金残高は約1890億円にもなります。予算を組む時に厳密にやれば、給食無償化の予算は捻出できます。

「子育てするなら港区」、「教育の港区」といっているわけですから、子育て世代への支援策として、学校・保育園の給食費の無償化は極めて重要です。

区長、教育長の決意をお聞きします。

【区長答弁】 区は、保育園の給食費について、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に当たり、在宅子育て世帯の負担との公平性に配慮し、3歳児クラス以上の子どもの給食費は無償化の対象とせず、保護者が負担すべき費用とする、国の考え方に基づき、実費を徴収しています。

2歳児クラス以下の子どもについては、無償化の対象外であるため、給食費を保育料に含めて徴収し、保護者が負担しています。

保育園の給食費については、今後、子育て世帯の負担の在り方の中で、総合的に検討していきます。

【教育長答弁】 学校給食の食材費は、学校給食法において保護者負担と定められている中、教育委員会では、特別栽培農産物等の購入費用を一部公費負担するほか、就学援助での給食費を全額助成するなど、保護者の負担軽減策を実施してきました。

これまでの区立小・中学校への様々な支援を踏まえ、今後、児童や生徒に質の高い教育を提供する観点から、給食費を含めた教育費の保護者負担の在り方について検討していきます。

よろしくご理解のほどお願いいたします。